

子供の親権問題および家族法に関する Q&A (オクラホマ州向け)

【おことわり】

※これらの資料は、当館の委嘱により弁護士の協力を得て、米国の子供の親権問題及び家族法に関する一般的な情報に加えて、必要に応じてテキサス州の一般的な情報を記載したものです。

※国際結婚ではそれぞれのケースによって適切な対応は大きく異なります。ここに記載されている内容は概要をまとめたものであり、法律上のアドバイスではありません。4月1日には、日本においてもハーグ条約が発効しましたが、それ以降も法律の改定等により状況が異なってくる可能性があります。個別のケースにおいて本資料の利用により何らかの損害が生じて一切責任を負いかねますので、具体的なケースにつきましては専門の弁護士や専門機関等にご相談ください。

Q1 日本で離婚手続を行うために、子供を連れて日本に帰国するのは問題ないでしょうか？

A1 米国では、一方の親のみの判断で子供を国外に移動させることは、他方親の監護権の侵害や刑法上の犯罪になることがあります。場合によっては、米国への再渡航や米国と何らかの取決めがある国に旅行等で入国する際に逮捕される可能性があり、また、ICPO(国際刑事機構)を通じて、誘拐犯として国際手配され、子供の写真とともに広く国際社会に配信されるおそれもあります。

このようなことが起きないように、子供を連れて日本へ帰国を希望する場合は、国際的な子供の親権問題に精通した弁護士等の専門家に相談して下さい。

御自身の米国滞在資格の有効期間終了が迫っているにも拘わらず米国人等配偶者からの協力が得られない場合や、家庭内暴力(DV=Domestic Violence)に悩んでいる場合は、そのような問題に対応する専門家や機関が多く存在しますので、すぐに相談するようにして下さい。

なお、2014年4月1日、日本においても、ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)が発効した。この条約の発効後に、邦人の親がその配偶者の同意なく米国から日本に子供を連れ帰った場合、子供の監護権を有する米国在住の配偶者が、ハーグ条約に基づいて、日本または米国の中央当局(条約上締約国に設置を義務づけられた政府の窓口。日本の場合には、外務省が中央当局を担うこととなります。)に子供の返還援助を申請し、裁判所の返還命令を得て、子供を元の居住国に返還させることが可能になりました。ただし、以下のような場合には連れ去られた子供を返還しなくてもよいと裁判所が判断する場合があります。

- 裁判所への返還申立手続きの開始が、本国に連れ帰った日から1年以上経過してからの場合
- 申請者が事前の同意又は事後の黙認をしていた場合
- 元の居住国への返還により、子供が肉体的・精神的な危害にさらされる、または耐え難い状況におかれるような重大な危険がある場合。(例:子供への虐待やDV等)

- 子供が元の居住国に返還されることを拒んでいて、その子供の意見を考慮するのに十分な年齢・成熟度に達している場合。

※ハーグ条約：国境を越えて子供を強制的に連れ去ることによって生ずる様々な悪影響から子供を守ることを目的としています。原則として元の居住国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組みで、国境を越えて別れて暮らす親子の面会交流の実現を目指すものでもあります。

Q2 監護権とは何ですか？オクラホマ州では、監護権にはフィジカル(Physical)とリーガル(Legal)の2つの監護権の考え方があると聞いたのですが、どのように共同で行使するのでしょうか？また、共同監護権とは何でしょうか？

A2 監護権(Custody)とは、未成年の子供を養育するため、子供を監護・教育する、親の法的義務と法的責任のことです。オクラホマ州法においては、裁判所が監護権を決定する際、法的監護権(Legal Custody)と身上監護権(Physical Custody)について取り決められます。

- 法的監護権 (Legal Custody): 子供の養育に関して必要なことを決定する権利のことを指します。例えば、どこの学校へ通わせるか、どの宗教を信仰するか等を決めたり、また、病気にかかったり、怪我を負った際には、医療手段を決める権利を指します。
- 身上監護権 (Physical Custody): 子供と一緒に暮らす権利のことで、日々の生活のなかで、未成年の子供が誰と一緒に住むか、法的に定めたものを指します。

43 O.S. Section 109

「共同監護(Joint Custody)」とは、離婚成立後も、子の両親が養育に共同に関わり、子を監護、教育し続ける法的責任を負うことを指します。裁判官は、子の最善の利益(The Best Interest of the Child)という法的概念を主軸に、家庭環境や家族関係を考察し、最終的な監護権の判決を取り決めます。米国で認識されている子の最善の利益とは、離婚後も、両親共々、子の養育・監護に関わり続ける、というものです。身上監護権が共同となった場合には、判決には子が両親のそれぞれとどのようなスケジュールで時間を過ごすのかが明記されます。(例：母親のところで、月～木、父親のところで金～日など)

また身上監護権が単独とされた場合でも、監護権を持たない親と子との面会交流について命令がなされるのが一般的です。(例：母親と生活し、隔週金曜日の学校終了後から月曜日の学校開始まで父親と宿泊つきの面会交流など。さらに、身上監護権が単独とされた場合でも、もう片方の親に児童虐待や麻薬などの常用等の問題がみられない限り、法的監護権は、共同の判決となるのが一般的です。また身上監護が単独の場合でも子とどこに住むかを単独身上監護権者が決めることはできず、子を転居させるには、他方親の同意または裁判所の許可が必要とされますので、注意が必要です。

Q3 親が面会交流権に関するスケジュールに従わない場合どうなりますか。

A3 もし一方の親が子の引渡しを拒否した場合は、侮辱罪 (Contempt) として罰金や懲役が科せられることがあります。43 O.S. Sections 111.1 & 111.3

Q4 養育費はどのように決めるのでしょうか。

A4 当事者間の合意意が無ければ、原則として養育費の金額は、子の人数や年齢、支払い義務のある親の収入により金額が異なります。オクラホマ州では、州の養育費の計算ガイドライン (Oklahoma Child Support Guidelines; 43 O.S. Section 119) に沿って、金額が計算されます。

まず、両親の総収入 (親の権利として子供に支払われている社会保障を含む) から扶助料 (Alimony)、すでに支払い義務のある養育費、共同負債の利子の支払いなどを控除した Adjusted Gross Income と呼ばれる金額を算出します。その金額と子供の人数をもとに養育費が算定されます。

43 O.S. Section 119

養育費の計算ガイドラインの詳細については、下記のウェブサイト (英文資料) をご参照ください。

<http://www.okdhs.org/programsandservices/ocss/docs/computation.htm>

<http://www.okdhs.org/onlineservices/cscalc> (Oklahoma Child Support Calculator)

Q5 もし養育費を支払う義務を有する親が養育費を払わない場合どうなります。

A5 10%の利子が加算されます。43 O.S. Section 114 裁判官に対する侮辱罪 (Contempt) として罰金や懲役が科せられることがあります。

Q6 相手からの DV が酷くて離婚したいのですが、離婚裁判時に DV を主張すると、相手親から子供を遠ざけるための抗弁と思われ、不利と聞いたのですが本当ですか？

A6 DV の兆候が見え始めたら、離婚の手続き等とは別にすぐに専門家に相談し対応を検討することをお勧めします。オクラホマ州の親権裁判では、離婚後も両親共に子供の養育・看護に関わり続けていくことが子供の最善の利益 (The Best Interest of the Child) という法的概念を主軸に、裁判官が監護権を取り決めていきます。裁判所は、全体像を把握した上で、どちらの親が子供の健やかな成長のための最善の利益を実現できるか、子供が必要としているニーズに応えられるか等を判断します。このプロセスの中で、裁判官は家庭内での DV 事実があれば考慮し、また、離婚後に子供を引き取った親がもう一方の親と子供の関係維持に非協力的な場合、親の疎外行為 (Parental Alienation) と評価され、監護権の決定に影響する場合があります。DV を主張すること自体が、親の疎外行為と認識されるか等、詳しいことは専門家に相談して下さい。

Q7 通常、オクラホマ州の裁判所では、どのような証拠が DV 被害の立証に用いられていますか？

A7 通常、裁判所では、証言 (Testimonial) と書証 (Documentary) が証拠立証に用いられます。以下は証拠の例ですが、この他にも、弁護士の判断によって DV の立証に用いられるものはありますので、専門の弁護士にご相談下さい。

DV 被害の立証に用いられる証拠の一般例：

- DV 被害者の証言
- DV (身体的な暴力やその他の暴力) の目撃者の証言
- 特定の DV 事件の要因や因果関係について情報を持っている人の証言
- DIR (Domestic Incident Report) 等、警察調書のコピー
- DV で負傷をしたときに治療を受けた病院の診断書のコピー
- DV の状況を撮った写真
- E メール
- 電話メール、Text
- 電話の会話の録音
- ビデオの録画
- その他 DV の状況を立証する証拠

Q8 私の米国人の夫が、私の滞在ビザに同意をしない、クレジットカードを取り上げるなどと言い、私を米国から追い出そうとしています。どうしたら公平に離婚および親権について協議できますか？

A8 まず、経済的支配等の DV 被害を受けていて、滞在ビザのスポンサーに配偶者が同意しない場合、その被害者は VAWA (Violence Against Woman Act) に基づく永住申請権または U ビザの申請が可能となるといった移民救済措置が利用できます。被害者の配偶者が米国市民か永住権保持者の場合、VAWA と呼ばれている米国連邦法のもと、被害者が配偶者の補助なしに永住権を取得すること、または、2年の期限付き永住権を10年に更新することができます。VAWA に基づく申請には、DV があったという証拠 (警察の調書、DV を描写する写真、知人の証言、DV 支援団体のカウンセラーからの手紙など) や、結婚生活を証明できる証拠などの提出が必要となります。

U ビザは4年間有効の非移民ビザを指し、DV を含む特定の犯罪に巻き込まれた外国人被害者に対して発行されます。U ビザの申請資格者は、(1) 犯罪によって多大なる心的、身体的虐待を受けた者で、(2) 司法機関および政府機関の刑事事件の捜査・起訴に協力する意思を有する者、と定義づけられています。労働許可も与えられる U ビザは、3年目以降に永住権申請が可能となります。

VAWA に基づく永住権申請や U ビザの取得を考えている方は、専門の弁護士や DV 被害者支援団体にご相談下さい。

裁判所は、夫婦が離婚および監護権について公平に協議するための話し合いに利用できる裁判外紛争手続 (Alternative Dispute Resolution: ADR) と呼ばれるプログラムを提供して

います。ADR では、弁護士や Mediator と呼ばれる仲介者を通しての話し合い (Mediation) の場を設け、裁判によらずに監護権や養育費の詳細について冷静に決めることができます。しかし、これらのプログラムでは、DV が存在する夫婦には Mediation サービスを提供していません。前述のように、DV の被害者が加害者側に対し恐怖心を抱いて自分の意見を述べられないような DV の関係にある場合、公平な話し合い自体が成り立たないからです。

ADR サービスを受けるオプションがない場合、裁判所へ親権者指定や離婚の申し立てをし、裁判所の判断を求めることになります。これも前述の通り、オクラホマ州では、子供の最善の利益 (The Best Interest of the Child) という観点から、裁判官によって監護権が決定されるからです。

夫婦間に DV が存在し、被害者である日本人親が子供を連れての日本への帰国を望んでいる場合、裁判官は、オクラホマに住み続ける米国人等他方親との親子関係構築への影響、被害者の日本人親が日本に帰国を希望する理由の吟味、子供にとってオクラホマでの生活環境と日本で予想される生活環境の比較、更に、DV の証拠等、総合的な視点から判断を下すとされています。

また、米国人等他方親が子供と良い親子関係を築けていない状況にあれば、被害者の日本人親と子供が日本へ帰国しても、オクラホマに住み続ける米国人等他方親との親子関係構築への影響は低いと見なされるでしょう。

但し、実際には、裁判官が被害者の日本人親と子供が日本へ帰国することを認めても、オクラホマ在住の米国人等他方親に面会交流権を与えることになるため、夏休みや長期休暇中に面会交流を行う必要性が出てくる可能性があります。

また、裁判所の決定書、または相手の書名のある同意書 (弁護士が作成したものが望ましい) を持たずに日本へ連れ帰った場合、米国法上、親権者誘拐罪 (Parental Kidnapping) が成立する可能性があり、さまざまなリスクを負うおそれがあります。

DV に苦しみ、米国で離婚裁判を行った結果、被害者の日本人親が子供を連れて日本に帰国することが認められた事例もありますが、個々のケースはとても複雑ですので、オクラホマ州の裁判所で監護権者指定の申し立てをする前や、日本へ子供と帰国する前に、DV の被害者に法的サポートを提供している団体や、離婚を専門に扱っている弁護士に相談することをお勧めします。

Q9 経済力がなくて、弁護士が雇えません。英語力もないことから、離婚裁判所において主張できず困っています。どうしたらよいですか？

A9 米国各州では、低所得者に対し、無料法律相談サービスや法的援助サービスを提供する弁護相談機関がいくつか活動しています。そのような団体の法的サービスを利用されることをお勧めします。

オクラホマ州の主な無料相談サービスや法的援助サービスについては下記のサイトをご覧ください。

※以下サイトは一般的な情報提供として掲載しているもので、当館が紹介・斡旋するものではありません。各機関との連絡は直接ご自身で行ってください。同機関とのトラブル等につきましては当館として一切責任を負えませんので、予めご了承の上、ご利用ください。

The legal aid of Oklahoma's website:

<http://www.legalaidok.org/>

SAFELINE (1-800-522-SAFE)

http://www.womenslaw.org/gethelp_state_type.php?type_id=1581&state_code=OK
オクラホマ州のリーガルエイドクリニック等のディレクター

Q10 面会交流(visitation)とは何ですか？なぜ離婚した後も子供を他方親に会わせないといけないのですか？

A10 米国で認識されている子供の最善の利益とは、両親が離婚後も子供の養育・監護に関わるというものです。通常、一方の親に単独保護が命じられた場合でも、他方の親と子供が定期的に会い、子供の人生に関わっていけるように面会交流権(Visitation)が与えられます。

Q11 離婚後、日本にいる祖父母に合わせるために子供を連れて一時帰国したいのですが、裁判所から日本においてミラーオーダーの手続きが必要といわれました。ミラーオーダーとは何ですか？どのように手続きを取ればよいのですか？

A11 ミラーオーダーとは、裁判地国の裁判所が発出した命令と同じ内容の命令を子供の移動先の国の裁判所で発してもらうものです。裁判地国の裁判所が出した命令が子供の移動先の国でも確実に守られるように、同じ内容の命令を出してもらうことを条件に、子供の移動(一時的な帰国・渡航や転居、返還など)を認めるものです。このようなミラーオーダーの裁判手続きは、アメリカやイギリス、オーストラリア等で行われていますが、日本には存在しません。ただし、日本でも外国裁判所の決定と同一の内容を日本の裁判所でも認めてもらうべく求める方法はあるので、まずは日本の弁護士に相談することをお勧めします。